

制度情報－2025 年 3 月の法令から－
北京市大地律師事務所
（北京市大地律師事務所 日本部監修）

I. 重要な法令のポイント解説

中小企業代金支払保障条例

（発令元） 国務院

（法令番号） 国令第 802 号

（公布日） 2025 年 3 月 24 日

（施行日） 2025 年 6 月 1 日

1. 主なポイント

- （1）本『条例』では適用範囲が明確になり、中小企業にとって有利となった。また本『条例』は、政府機関、事業体及び大手企業が、物品、工事、サービスを購入後に中小企業へ支払いを行う際の期限、支払い方法などに対する規制であり、中小企業の対外支払いは『条例』に制限されない。（第 2 条）
- （2）大企業による中小企業への支払期限の規定が新たに追加され、大企業は中小企業の貨物、工事、サービスの交付日から 60 日以内に支払うべきであるとし、契約に別途約定があるとしても、業界の慣例や取引習慣に沿う必要がある。また、契約書に「第三者支払または支払の進行状況を前提とした中小企業への支払」などを約定することを禁止する条項が新たに追加された。（第 9 条）
- （3）中小企業の代金回収ルートの構築について、国務院の中小企業業務促進を総合管理する担当部門が、国が統一した中小企業の代金滞納苦情プラットフォームを構築し、苦情処理の期限を規定する。中小企業は当該苦情プラットフォームを通じて代金回収関連の苦情を申し立てることができる。（第 24 条）
- （4）非現金支払方式として「売掛金電子証憑」を追加し、また、政府機関、事業体、大企業が商業為替手形、売掛金電子証憑などの非現金支払方式を利用して、実質的な支払期限延長をしてはならないことを規定した。（第 11 条）
- （5）中小企業が政府機関、事業体、大企業に支払う保証金については、現金に限定しないことが規定された。また、新たに金融機関が発行する保証状などを保証とすることが許可された。（第 13 条）
- （6）中小企業への支払いを滞納している政府機関、事業体及び大企業に対する制約と制限措置を増加し、細分化した。（第 23 条、第 26 条）

2. 今後の留意点

本『条例』の施行は、中小企業による政府機関、事業体及び大企業からの代金回収に対し政策支援と便宜を提供するものとなっており、日系企業各社は本条例の内容を正しく理解し、活用することが重要である。また、今後各省からの細分化措置が打ち出される可能性があるため、現地の規制や政策の変化にも注目する必要がある。

（全文計 37 条）

『中華人民共和国反外国制裁法』規定の実施

(発令元) 国務院

(法令番号) 国令第 803 号

(公布日) 2025 年 3 月 24 日

(施行日) 2025 年 3 月 24 日

1. 主なポイント

- (1) 本『規定』は『反外国制裁法』を継続するとともに細分化したものである。2021 年 6 月 10 日より施行されている『反外国制裁法』は、外国による「一方的制裁」と「ロング・アーム管轄」行為に対する反制裁のための中国初の専門的法律である。本『規定』は長年の反制裁に関する経験を総括した上で、『反外国制裁法』を細分化している。(第 1 条、第 3 条)
- (2) ビザの発給をしない、入国を許可しない、ビザを抹消する、または国外追放などを規定する反制裁措置を外交部や国家移民管理部门などの関係部門が実施する。(第 6 条)
- (3) 関連部門が封印、差し押さえ、凍結の対象となる「その他の財産」の具体的な内容を明確にした。(第 7 条第 2 項)
- (4) 『反外国制裁法』第 6 条第 3 項の禁止または制限される「取引と協力に関する」内容を具体的に細分化した。(第 8 条)
- (5) 『反外国制裁法』第 6 条第 4 項の関連部門が講じることができる「その他必要な措置」について細分化、列举した。(第 9 条)
- (6) 反制裁措置の実行メカニズムを整備、強化した。例えば『規定』には、反制裁措置を法に従って履行しない個人・組織に対して取りうる処罰（政府調達や入札募集の禁止または制限、海外からのデータや個人情報提供の禁止または制限などを含む）が詳細に列举されている。(第 13 条)
- (7) 反制裁措置を受けた組織と個人に対する救済ルートが設けられており、反制裁措置の一時停止、変更または取り消しの申請が許可されている。(第 14 条)

2. 今後の留意点

「反外国制裁」という概念は 2021 年に中国の法律面において定められたが、今回の『規定』で主に従来原則的であった内容のブラッシュアップと細分化を進めたことにより、ある意味で透明性が増し、企業として具体的に適用しやすくなったといえる。また、制裁と反制裁はいわゆる国家間の対抗により生じるものであり、企業には介入する余地はないため、可能な限りリスクを下げる方法を見出すしかないが、適時に関連制裁や反制裁リストの更新に注目することが不可欠である。(全文計 22 条)

**企業関連費用徴収の長期的有効な監督管理メカニズムの
構築と健全化に関する国务院弁公庁による指導意見**

（発令元）国务院弁公庁

（法令番号）国弁函〔2025〕30号

（公布日）2025年3月28日

1. 主なポイント

- （1）本意見では、中華人民共和国国家発展改革委員会、工業・情報化部、財政部及び業種主管部門、各省級人民政府が企業に対する徴収料金目録リストを適時に発表・更新し、リスト以外の項目料金を徴収してはならないとした。企業の料金項目及び基準などがより透明化され、潜在的な料金徴収を回避できる可能性がある。（第1条）
- （2）料金政策を実施する前に、合法性、公平性及び社会的に予測される影響などについて評価と審査を行い、地方政府が恣意的に料金を増額する可能性を減らす。（第2条）
- （3）本意見では、工業・情報化部などの各部門と各地域がビッグデータを通じて企業に料金項目のガイドラインを送り、政策について説明することを要求しており、企業が各料金政策について正しく理解するルートを整備した。（第3条）
- （4）本意見は、企業の料金徴収問題に関する情報収集と処理メカニズムの健全化を要求するものとなっており、今後、企業は政府ウェブサイト、苦情通報ホットラインなどのルートを通じて規則に反する料金徴収を通報することができ、また危害性が大きく、代表的、典型的なケースについては多部門が共同で公開する。（第5条）
- （5）今後は根拠のない仲介サービス料、多重保証金などの不正料金項目を無くし、企業の実質納付負担を軽減する。例えば、政府委託サービス費用を企業に転嫁してはならず、水、電力供給、暖房など独占分野の料金を規範化し、不合理な付加費を廃止する。（第6条）

2. 今後の留意点

本意見は、「料金リストの公開+料金違反に対する処罰の強化+苦情通報メカニズムの健全化」などを通じて、企業から徴収する料金の公開性と透明性をある程度高め、企業に予測可能なビジネス環境と料金基準を提供している。企業は業界や地域の料金項目リストにタイムリーに着目し、政策権利を維持し十分活用することが非常に重要である。（全文計7条）

消費振興特別行動方案

(発令元) 中国共産党中央弁公庁 国務院弁公庁

(公布日) 2025 年 3 月 16 日

1. 主なポイント

- (1) 失業保険の安定した職場復帰政策の継続的实施により、最低賃金基準の引き上げや中小企業の滞納の問題解決メカニズムの強化などにより、住民と企業の収入増加に繋げる。(第 1 条、第 4 条)
- (2) 今後、「一老一小」などの高齢者介護・保育サービス供給を最適化し、ハイエンド消費やサービス分野(医療、教育、文化、観光、B&B など)の需要を向上させ、特定市場向けの外資による事業、マーケティングの拡大を進める。
(第 9 条、第 11 条、第 14 条)
- (3) 自動車、家電、家具などの大口耐久消費財のグリーン化、インテリジェント化は政策補助金を享受でき、将来的には自動運転、インテリジェントウェア、ブレイン・コンピュータ・インターフェイス、ロボットなどの新技術製品を重点的に普及させ、「AI+消費」シナリオの増加に重点を置く。(第 15 条、第 19 条)
- (4) 今後、中国政府は各種措置を通じて消費環境を最適化し、模倣品・粗悪品を取り締まり、消費分野基準のアップグレード(安全基準、信用制度など)を完備し、市場の規範化を推進する。また、各企業の休暇制度の執行状況に対する日常的な監督を強化し、年次有給休暇の実施を監督・規制の重点とし、残業時間を制限する。
(第 21 条、22 条)

2. 今後の留意点

本方案の主な目的は、各種措置を通じて消費を押し上げ、国内の消費者需要を拡大することであり、一定程度消費を刺激し、現地日系企業にハイエンド消費財やサービス分野(医療、教育、文化、観光など)を含む新たな消費成長点をもたらすことが期待できる。同時に、企業はコンプライアンス・リスクやローカライズ競争にも気を配る必要があり、現地で実施される政策の細部に適時注意を払い、マーケティング戦略を柔軟に調整することにより、市場や事業規模の革新と拡大に繋げることができる。
(全文計 30 条)

人工知能生成合成コンテンツラベル弁法

(発令元) 国家インターネット情報弁公室、工業・
情報化部、公安部、中国国家広播電視総局

(法令番号) 国信弁通字〔2025〕2号

(公布日) 2025年3月14日

(施行日) 2025年9月1日

1. 主なポイント

- (1) AI技術により生成されるすべてのコンテンツは本『弁法』によって規制される。本『弁法』の規定により、SNSの文章から企業製品の説明書、宣伝広告に至るまで、AI技術を利用して生成されたテキスト、画像、音声、動画、仮想空間などのコンテンツは、身分証やパスポートなどと同様、必ず全てに「AIによる生成」といった識別するラベルを付けることが求められる。(第2条、第3条)
- (2) 『インターネット情報サービス深度合成管理規定』第17条第1項に属する状況を提供する合成コンテンツに明示的なラベルを付けることについて具体的な要求が規定された。(第4条)
- (3) AI生成コンテンツは、通常、サービスプロバイダにより不可視ラベリング(合成コンテンツの性質情報、サービスプロバイダ名またはコード、コンテンツ番号などの作成情報を含む)が付加される。(第5条)
- (4) AIが合成コンテンツを生成しても、ラベルを追加しなくてもよい特定の状況を規定している。例えば、顧客がサービス提供者に対しラベル(すぐに見分けがつくか聞き取りが可能であり、ユーザーがはっきり感知できるラベルを指す)を付けずにコンテンツを提供するよう主動的に要求した場合、サービス提供者はラベルを含まないコンテンツを提供することができると規定している。(第9条)
- (5) アプリケーションストアにAI系アプリを設置する際には、生成内容に関連するかどうかを説明し、コンプライアンス証明書を提出する必要がある。(第7条)

2. 今後の留意点

本『弁法』では、「明示的な注意喚起+データソース追跡のための不可視ラベリング」という二重ラベリング・メカニズムにより、AIコンテンツの透明性を促進し、フェイク情報の流布を防止する。現地日系企業各社は、AIをビジネスに活用する際、重要情報の流出やデータ・プライバシーの漏洩を防ぐため、コンプライアンスに留意する必要がある。また、中国のAI政策や規制環境は今後も調整される可能性があり、各日系企業は、政策の変化を敏感に察知しつつ、関連法律法規の動向に注目し、新たな規制の下でも合法的な運営と継続的な発展を実現するために細心の注意を払う必要がある。(全文計14条)

違法な経営者集中の実施に対する行政処罰の裁量基準（試行）

（発令元）国家市場監督管理総局

（法令番号）国市監反執二規〔2025〕1号

（公布日）2025年3月25日

（施行日）2025年9月1日

1. 主なポイント

（1）当該基準が適用される違法な経営者集中の具体的な事例を詳しく説明した。

（第2条）

（2）経営者集中の形式によって処罰対象が異なる。例えば、合併による経営者集中の場合、合併当事者全員が行政処罰の対象となる。一方、その他の形態の経営者集中では、支配権を取得した者や決定的な影響を与えられる者が行政処罰の対象となる。

（第20条）

（3）違法な経営者集中の行為に競争排除・競争制限効果がない場合でも、市場監督管理部門は関係する経営者に対し500万元以下の罰金を科す。当該基準では、競争排除・競争制限効果のない違法な経営者集中に対する罰金額の決定プロセスを規定している。（第5条）

（4）当該基準は、競争排除・競争制限効果のない違法な経営者集中に対する初期の罰金額、および最終的な罰金額を調整・決定するための参考要素、考慮すべき状況や具体例を規定している。（第6条～第10条、第12条、第14条）

2. 今後の留意点

当該基準の主な目的は、違法な経営者集中に対する独占禁止法執行機関の処罰に関する裁量基準を細分化し、事業者の正当な権益を保護し、恣意的な処罰を防ぐことにある。今後、企業は当該基準を活用することで、違反によるコストをより明確に予測できるようになる。現地の日系企業にとって、当該基準を正しく理解し、行政処罰の軽減や回避に効果的に活用することが重要である。また、処罰を受けないためには、事前に現地の弁護士と相談し、自社の経営活動が合法・適法であるかを評価・確認することも非常に重要である。（全18条）

**食品安全の全チェーン監督をさらに強化すること
に関する中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁の意見**
(発令元) 中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁
(公布日) 2025 年 3 月 19 日

1. 主なポイント

- (1) 食用農産物の栽培・養殖、生産、輸送、販売など各段階における監督責任部門とその職責を明確にした。例えば、生態環境部門は農地の重金属汚染の追跡調査と整備の推進を担当し、市場監督管理部門は食用農産物が卸売市場、小売市場、生産加工企業に入った後の品質・安全監督を担当する。(第 1 条)
- (2) 今後、市場監督管理部門は食品の生産・販売に関する市場参入許可の審査を強化し、食品生産・販売企業に対する監督・検査を強化する。(第 5 条、第 6 条)
- (3) 今後、食用農産物、食品、食品添加物、食品原料などの保管主体に対する監督・検査を強化し、食品の保管主体が果たすべき責任と義務を明確にする。(第 8 条、第 9 条)
- (4) 食品輸送の監督を強化し、例えば、食用油や牛乳などのバルク液体食品の輸送に関する許可制度を設け、輸送車両に許可証の取得を義務付け、専用車両での輸送を求める。(第 11 条)
- (5) 今後、オンラインで食品を販売するネット通販プラットフォーム企業、ライブ配信者およびそのサービス提供機関、広告関係者などへの監督が強化される可能性がある。(第 15 条)

2. 今後の留意点

今後、中国政府は食品の栽培・養殖、生産、輸送、販売など各段階におけるコンプライアンス要件や基準を引き上げる見込みであり、現地の日系企業のコンプライアンスコストが増加する可能性がある。一方で、高水準の乳製品や輸入食品など、基準を満たした企業は消費者の信頼を得やすくなり、市場での競争力を高めることができる可能性がある。特に輸送許可、ラベルの適法性、サプライチェーンのトレーサビリティの 3 つの分野における基準の策定・実施に注目し、基準策定の過程で自社の意見を表明することが重要である。また、業界の実情を踏まえながら適切なコンプライアンス戦略を調整することが求められる。(全 21 条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2021年2月、W氏はA社に営業マネージャーとして入社し、2年の固定期間労働契約を締結した。同時に「秘密保持契約書」も締結し、次のように定めた。「W氏の秘密保持義務は、A社が商業機密に対して適切な秘密保持措置を講じ、W氏に通知した時点から開始し、その商業機密が公開されるまで継続する。W氏の在職の有無は秘密保持義務の履行に影響しない。W氏が本契約に定められた秘密保持義務を履行しない場合、A社に対して違約責任を負わなければならない、違約金として50,000元を一括で支払うものとする。」

2022年3月3日、W氏は退職し、双方は「労働契約解除契約書」を締結した。契約内容としては、退職日までの給与の清算、退職に伴うA社からの経済保障金の支払い、および双方には労務、人事、財務に関する紛争はないことが確認された。W氏は退職から3ヶ月経たないうちに、A社に対して退職後にも秘密保持義務を履行したとして、経済補償金の支払いを求めた。A社は、W氏の業務は秘密保持に関するものではなかったこと、また秘密保持契約はW氏の退職時に解除されたとの理由で、W氏の主張に反論した。このため、双方の間で紛争が発生し、W氏は仲裁委員会に仲裁を申し立てた。

2. 紛争の焦点

A社はW氏に対し、退職後の秘密保持義務履行に対する経済補償金を支払う必要があるか。

3. 弁護士の実分析

- (1) 『反不正競争法』および『刑法』の関連規定には、労働者は使用者の商業機密に対して法定の秘密保持義務を負うと規定されている。これは、秘密保持契約を締結しているかどうかに関わらず適用される。また、『労働法』第3条第2項にも「労働者は労働任務を完了し……労働規律および職業倫理を守らなければならない」と規定されている。労働関係の特殊性に基づき、労働者は使用者に対して忠実義務と、職業倫理を遵守する義務を負う。これには商業機密を守る義務と責任も含まれる。
- (2) 本件では、W氏によるA社の商業機密の取得および秘密保持に対する補償について双方は合意していない。また、関連労働法規にも秘密保持契約に対して補償金を支払うことを強制する規定はない。そのため、W氏が秘密保持義務の履行に対して経済補償金を支払うよう要求することには法的根拠がない。さらに、W氏は退職時に「労働契約解除契約書」に署名し、双方に紛争がないことを確認しているため、W氏の要求は支持されるべきではないと考えられる。

4. 事件の裁判結果

労働仲裁はW氏の訴えを棄却し、A社はW氏に対して秘密保持義務の履行に関する経済補償金を支払う必要はないとした。

5. 今後の留意点

実務において、一部の使用者は秘密保持契約と競業制限契約を混同しがちである。また、労働者も秘密保持義務と競業制限義務を混同し、それに起因する紛争が発生することがある。以下に実務経験に基づく参考ポイントを簡潔に説明する。

- (1) 秘密保持義務と競業制限義務は異なる義務である。秘密保持義務は法定義務であり、双方が明示的に秘密保持義務や秘密保持費用について合意したか、または使用者が実際に秘密保持費用を支払っているかにかかわらず、労働者は使用者の商業機密を漏洩してはならず、退職後も継続して秘密を保持しなければならない。但し、労働者の職業選択の自由は制限されない。

競業制限義務は特定の対象者に適用され、労働者が退職後に競業制限義務を履行する場合、使用者は競業制限補償金を支払う必要がある。

- (2) 『労働契約法』第22条、23条、25条に基づき、サービス契約や競業制限条項（契約）を除き、使用者は労働者に対する違約金を定めることはできない。違約金を定めた場合でも、法律に違反している場合は無効になる可能性がある。
- (3) 使用者は自社に最適な方法で商業機密や競業利益の保護を行うべきであり、秘密保持契約と競業制限契約を混同して使用しないように注意することが重要である。また、合法かつ合理的な書面による契約を締結して双方の権利義務を明確にし、不明確な契約内容や違法な条項によって生じる紛争を減少させるべきである。